

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処分庁 まんのう町長 栗田 隆義

審査請求人が令和7年4月30日に提起した処分庁による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「法」という。）第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理業許可申請に対する不許可処分（以下、「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 令和7年2月27日、審査請求人は、処分庁に対し、法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理業許可申請をした。
- 令和7年3月17日、処分庁は、審査請求人に対して、「法第7条第5項第1号及び第2号に適合しない」ことを理由として本件処分をした。
- 令和7年4月30日、審査請求人は、まんのう町長に対し、本件処分の取り消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

- 審査請求人の主張

- (1) 処分庁は、法第7条に基づく許可申請の適否を判断する処分庁の裁量について、裁判例及びそれを踏まえて通知された環境省通知（平成26年10月8日付け・環廃対発第1410081号）を根拠に挙げるが、環境省通知には「一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。」とある。処分庁の平成29年11月1日から一般廃棄物の収集運搬業等の新規許可の取り扱いについても原則停止とあり、新規許可の受付を排除するものとはなっていない。審査請求人に許可することで安定的な一般廃棄物の処理を確保できなくなるおそれがあるとは思えないことから、審査請求人を許可すべきである。
- (2) 処分庁は、裁判例及び環境省通知を根拠として不許可としているが、既存許可業者への許可更新は法第7条の5項に適合していることにより行われていることから、新規許可申請においても許可することが妥当であり、審査請求人を許可すべきである。
- (3) 今回の許可申請は、建築物の解体時等における残置物の処分を主の目的としている。所有者等の責任で処分することが本則とされてはいるが、許可を持つ解体業者等への依頼を排除するものとはなっていない。既存許可業者のうち、家庭系一般廃棄物許可業者は2社のみで、この2社で町内全域の残置物取集運搬を担うことは処分庁が無理な運営を強要しているため、審査請求人を許可すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 現状町が収集している家庭系一般廃棄物は、問題なく収集日に収集出来ており、粗大ごみに関しても収集回数の増加等で対応できている。加えて、既存許可業者に対して収集運搬業務の実態調査を行ったところ、収集運搬能力に十分な余力があることが確認でき、家庭系一般廃棄物の収集又は運搬が困難な状況でないと判断できる。

また、特定の業者に対し、特段の必要性が認められない場合において、特別な配慮により許可を出すことは、「一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠く」ことになるため、平成26年1月28日最高裁第三小法廷判決の判示内容に照らしても審査請求人に対して許可を出すことは相当ではない。

これらの理由により、法第7条第5項第1号及び第2号に適合しないとして本件処分を行った。

- (2) 既存許可業者において一般廃棄物の十分な収集運搬能力が確保されている現状において、新たな事業者に許可を出すことは、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を与えることは明らかであり、許可を出した結果、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るため、審査請求人に対して許可を出すことは相当ではないとして本件処分を行った。

(3) 空き家解体時に排出される一般廃棄物の処理については、所有者が既存許可業者に依頼して実施するのが本則である。既存許可業者が有する一般廃棄物の収集運搬能力に十分余力がある現状において、特例として審査請求人に新たに許可を与える必要は認められない。

また、収集実績のない会社に対して許可が更新されていることに対しては、かかる事実は既存許可業者の一般廃棄物収集運搬能力に十分余力があることを示す事情であって、審査請求人に新たな許可を与える根拠にはなり得ない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 廃棄物処理法

ア 法は、廃棄物の適正な収集、運搬及び処分等の処理等をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物の処理について規制をしている。(第1条)

イ 市町村は、法が規定する事項を、当該市町村の区域内の「一般廃棄物処理計画」として定めるとともに、当該計画に従って、自らその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分することとされている。(第6条第1項、同条第2項、第6条の2第1項)

ウ 市町村は、自ら一般廃棄物を収集し又は運搬することが困難である場合には、市町村長が事業者に許可を与えてこれらを行わせることができるものとされている。(第7条第1項、同条第5項)

エ 市町村長は、申請の内容が当該市町村の一般廃棄物処理計画に適合するものであるとともに、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合しているものであると認めるときでなければ上記ウの許可をしてはならないとされている。(第7条第5項)

2 本件処分について

(1) 審査請求人は、審査請求人に許可することで安定的な一般廃棄物の処理を確保できなくなるおそれが生じるという合理的理由はなく、新規業者の参入を認めない本件処分には違法又は不当があると主張する。

この点、まず、一般廃棄物を収集し、運搬する事業は、その性質上、住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては市町村の住民の健康や生活環境に重大な被害や影響が及ぶ危険があることから、法は、その規定の全趣旨から、市町村長に対し、事業者に許可を与えてこれらを行わせる場合には、一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の

下、事業者による事業の継続性及び安定性を確保し、許可業者の濫立等によって事業の適正な運営が害されることのないよう需給調整することを求めていると解することができ、一般廃棄物の収集及び運搬業を事業者間の自由競争に委ねている趣旨と解することはできない。これは、最高裁判例も同旨である。

そうすると、法に基づく許可についての判断は、需給調整に係る町長の裁量に委ねられていると解すべきである。そして今後予測されるゴミの発生量に照らした場合、新規業者に許可をすると、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を与えることは明らかであり、許可を出した結果、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るとする町長の主張は首肯し得るものである。

そうであれば、既存許可業者において一般廃棄物の十分な収集運搬能力が確保されている現状において、新たな事業者に許可を出すことは相当でないとの理由で、審査請求人に対し不許可処分をすることは、需給調整に係る町長の合理的裁量の範囲内であると言える。

よって、審査請求人に許可することで安定的な一般廃棄物の処理を確保できなくなるおそれがあるという合理的な理由はなく、新規業者の参入を認めない本件処分には違法又は不当があるとする審査請求人の主張は採用することができない。

(2) 審査請求人は、既存許可業者への許可更新が行われていることから、新規許可申請においても許可することが妥当であり、審査請求人を許可すべきであると主張する。

環境省通知では、一般廃棄物の処理を許可業者に行わせる場合、適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である旨を示している。

業者が増加し、競争が激化した場合、経営基盤の弱体化を招来し、安定的な一般廃棄物の処理を確保できなくなるおそれがあるため、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可を制限することにより、本町のごみ発生量に応じた適正な業者数への移行を図ろうとすることは、合理的な判断であり、環境省通知の本旨に沿ったものと解することができる。

よって、既存業者の許可更新が行われていることは、新規許可申請者にも一般廃棄物処理業の許可をすべき理由とはならないから、そのことによって、町長の審査請求人に対する不許可処分が裁量の範囲を逸脱するということはできない。

(3) 審査請求人は、既存の家庭系一般廃棄物許可業者2社のみで適切に一般廃棄物の収集・運搬をできるとした町長の判断には瑕疵があり、したがって瑕疵のある判断に基づいていた本件処分には違法又は不当があると主張する。

この点、既存の許可業者のみで適切に一般廃棄物の収集・運搬をできるかどうかの判断は高度に専門技術的判断であることから、町長の判断に特段の不合理な点がない限り、その判断を尊重すべきであると解するところであり、町長は家庭系一般廃棄物の既存許可業者2社の収集処理運搬能力に余力があることを主張するところ、これに合理的

疑いを差し挟むべき特段の根拠は認められず、町長の主張に特段の不合理な点を認めるることはできない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年9月18日

審査庁 まんのう町長 栗田 隆義

（教示）

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、まんのう町を被告として（訴訟においてまんのう町を代表する者はまんのう町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。